

国道2号管路施設点検業務委託

[一般仕様書]

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務は(以下「業務」という。)は、周南市内の下水道(国道2号車道内横断箇所)において、下水道管路施設の状況を確認することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.4 中立性の堅持

受注者は、常に中立性を堅持するように努めなければならない。

1.5 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.6 公益確保の義務

受注者は、実務を行うにあたっては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.7 提出書類

受注者は、業務の着手および完了にあたって発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ)着手届 (ロ)管理技術者届 (ハ)職務分担表 (ニ)工程表 (ホ)完了届 (ヘ)納品書
- (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.8 管理技術者および技術者

- (1)受注者は、管理技術者および技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の知識経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2)管理技術者は、下水道法に規定された資格を有する者とし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (3)技術者は、下水道管路管理技師の専門技師(調査)取得者とする。
- (4)業務遂行にあたり、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置しなければならない。
- (5)受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.9 工程管理

受注者は工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.10 成果品の審査

- (1)受注者は、業務完了後に周南市上下水道局の成果品審査を受けなければならない。
- (2)成果品審査において、訂正を指示した箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.11 引渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、周南市の検査員の確認を得て、業務の完了とする。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意を持ってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書および申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者の協議のうえ、これを定める。

第2章 調査

2.1 一般的事項

受注者は、調査にあたり、地区および地形の特性など十分な検討を行うとともに、問題点および疑義が生じた時は遅滞なく打ち合わせを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1)業務は十分協議打ち合わせの後、施行するものとする。
- (2)管理技術者は、主要な打ち合わせには必ず出席しなければならない。
- (3)打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 実施調査

実施調査は、調査に先立ち調査計画書を提出し、監督職員の承諾を受けなければならない。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は次のとおりとする。

- (1) 報告書 A4版 1部
- (2) 協議記録
- (3) 成果品電子データ(数量内訳表はワード・エクセル、その他資料はPDF)
- (4) その他監督職員に指示された資料

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (2) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)(日本下水道協会)平成 25 年 6 月
- (3) 下水道事業の手引き(全国建設研修センター)

4.2 上記以外の図書

上記以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ係員の承諾を受けなければならない。